

許 可 証

住 所 三条市上大浦441番地 1

処理業者

氏 名 株式会社丸正土木
代表取締役 桐生 竜治

令和7年2月20日付けで申請のあった一般廃棄物処理業の許可の更新について、次のとおり許可します。

令和7年3月17日

三条市長 滝 沢

亮



記●

1 種 別 一般廃棄物の処分

2 取 扱 地 域 三 条 市

3 期 間 令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

4 条 件

- (1) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、同施行令及び同施行規則並びに「三条市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」及び同施行規則の規定を遵守すること。
- (2) 事業系ごみの減量化を図るために必要な分別排出の徹底と、清掃センターの焼却処理における円滑な運営を図るため、ごみの裁断の徹底化等を排出者に対し協力要請を行うこと。
- (3) 業者間における秩序とモラルを遵守し、適正な価格の設定を行うこと。
- (4) 申請事項に変更のあった場合は、当市に速やかに連絡し、指示を受けること。
- (5) 許可期間内であっても、廃棄物の処理及び清掃に関する法令及び許可条件に違反したとき、又は業務遂行のいかんを問わず信用を失墜し、又は不名誉となるような行為があったときは、この許可を取り消すことがある。

許可を取り消すことによって生ずる損害については、市はその責を負わない。